

令和5年2月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和5年2月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和5年2月28日（火）午後1時30分から午後3時43分

2 場 所 Mウイング 6階ホール

3 出席農業委員 24人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	15番	塩原 俊昭
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 2人

14番	細江 弘光	16番	河野 徹
-----	-------	-----	------

5 出席推進委員 4人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第221号～第226号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第227号～第231号）
- ウ 農地法第3条の規定による競売（公売）農地の
買受適格者証明申請承認の件……………（議案第232号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第233号、第234号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第235号～第243号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……（議案第244号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第245号、第246号）
- ク 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積廃止の件……（議案第247号）

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- エ 農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件
- オ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

- カ 農地法第4条の規定による届出の件
- キ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 松本農業振興地域整備計画軽微変更手続きの変更について
- イ 令和4年度農地所有適格法人の要件等確認結果について
- ウ 令和5年度農業委員会行事予定（案）について
- エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 事	加藤 悠希
		//	事 務 員	田中 瑞恵
		農 政 課	係 長	中澤 史郎
		//	主 事	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 15番 塩原 俊昭 委員

17番 濱 博 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って農地に関する事項から議事を進めてまいります。
初めに、議案第221号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

田中事務員。

田中事務員 農業委員会事務局の田中でございます。

今月の新規就農者について説明いたしますので、別冊資料表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は、個人が3名です。

まず、1番、〇〇〇〇さん、住所地は宮瀨2丁目、農地所在地は蟻ヶ崎地区、1筆、12.3アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はイチジク、野菜と伺っております。出荷先は近隣の直売所等を予定されております。農業従事者はご本人のみで、これまで10年ほど農業経験がございます。今後も独学で知識を得つつ、知人の農家から技術を習得されるということです。借り入れた農地への通勤距離は約5キロメートル、自動車ですら15分ほどかかるとのことです。議案は1ページ、2番に該当いたします。署名は旧市の小林農業委員にいただいております。

続けて、2番、〇〇〇〇さん、住所地は東筑摩郡山形村、農地所在地は和田地区、2筆、31.1アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は長芋と伺っております。個人販売を予定されておまして、販売量は1.2トン、販売額は540万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人と配偶者の2名で、40年以上の農業経験をお持ちです。借り入れた農地への通勤距離は約6キロ、自動車ですら10分ほどかかるとのことです。議案は3ページの30番に該当いたします。署名は和田地区、塩原農業委員及び田中推進委員にいただいております。

最後に、3番、〇〇〇〇さん、住所地は岡田地区、農地所在地は三才山地区、2筆、14.8アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする農業で、お米と野菜、雑穀を栽培予定と伺っております。農業従事者はご本人のみです。議案は3ページの41、42番に該当いたします。署名は岡田地区、中條農業委員及び三才山地区、柳澤農業委員にいただいております。

今月の新規就農者の説明は以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元農業委員から説明をお願いいたします。

じゃ、小林委員、お願いします。

小林農業委員

せんだって〇〇さんお行き会いを、ご足労いただいて機会を得ました。会社を退職されて、以前から農業に興味を持っておられたということでございますし、地域の遊休地が多くて、心が痛むなということで、ぜひ農業を退職後は挑戦をしてみたいという気持ちだったそうでございます。この圃場は12.3アールですが、多少傾斜地ではありますが、果樹地帯というようなことがあったり、また野菜も加えていろいろな農業をやってみたいという希望でありました。決して若くはないんですけれども、ぜひいろいろなものに挑戦していただきたいという若い気持ちに期待をしたいと思っております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
2番、こちら、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 2番の〇〇〇〇さんですけれども、この方はもともと和田の出身の方であります、旧姓〇〇さんです。山形村のほうでこの方は専業農家です。ただ、今回の農地が和田であるということで、新規就農者ということになるんですけれども、そういうことで、山形村を中心とした専業農家で、ハイランドの根菜部会の部会長さんも私と一緒にした方ですので、立派に農業をされている方が、たまたま和田の地籍の農地で長芋を栽培したいと、こんなご希望といたしますか、意向でありますので、全く問題ないというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
次、三才山でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員 〇〇〇〇さんは、ご家族はご主人と、それからお子さんが3人おられて、小、中、高1人ずつということです。以前からやはり少し農業というか、実際に自分たちの食べるものを作りたいというご希望を持っておられるようで、たまたま三才山の入り口の小日向区で圃場整備をしたところに休耕地、休耕田がありまして、そこを案内したら、気に入って、ここで1枚は稲を、もう一枚は夏野菜を中心に野菜作りをしていきたいということでした。ただ、この方はほとんど農業経験がなくて、言ってみれば初めてなんですよね。ですから、農機具等もないので、今年1年は、必要なときには私のほうでサポートしたいというふうに思っております。ご本人は、取りあえずやってみて、そしてさらに先に進めそうであれば、将来的には農地を拡大してみたいということです。忙しいときには、ご本人は今、パートタイマーで仕事しているんですけれども、忙しいときにはご主人や、それから上のお子さんは高校生だというふうなことで、手伝ってもらいながら作ってみたいということで、非常に農業をやってみたいという気持ちだけは十分持っておられる方です。

議長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。
では、続きまして農政課から議案の説明をお願いいたします。
中村主事。

中村（農政課）主事 お世話になっております。農政課中村でございます。
着座にて失礼いたします。
今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第221号になります。
合計のみ申し上げますので、21ページをご覧ください。
こちらの合計欄について、初めに訂正がありますので、ご確認をお願いい

たします。

まず、一般分、貸付人、借入人の人数は、それぞれ逆になっています。正しくは貸付人が「75人」、借入人が「51人」になります。あわせまして、それぞれ合計人数は変更になります。貸付人が「184人」、借入人が「111人」になります。お手数をおかけして申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

よろしいですかね。その今の訂正の点につきまして、ページは21ページの一般のところですね。

じゃ読み上げをお願いします。

中村（農政課）主事 合計欄について読み上げます。

一般、筆数150筆、貸付け75人、借入れ51人、面積27万1,627平米。

経営移譲、筆数24筆、貸付け3人、借入れ3人、面積4万1,361平米。

所有権の移転、筆数10筆、貸付け7人、借入れ2人、面積6,933平米。

第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,248平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数174筆、貸付け97人、借入れ1人、面積30万4,522平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数160筆、貸付け1人、借入れ53人、面積27万4,144平米。

合計、筆数524筆、貸付け184人、借入れ111人、面積90万6,835平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数235筆、面積41万374平米、集積率は74.07%です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農業委員、推進委員の皆様から質問、ご意見を頂戴いたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案番号221号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第222号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法
31条、議事参与の制限により三村委員には退室をお願いいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 続きまして、議案22ページをご覧ください。

議案第22号になります。

こちらにも初めに訂正がありますので、ご確認をお願いします。

番号1番、上段の今井5028の農地についてですが、畑、932平米の
うち管理面積は「ゼロ」となっております。こちら、正しくは「408平
米」になります。訂正が多く、申し訳ありませんが、よろしくお願
いいたします。

では、こちらについて合計を読み上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,000平米、認定農業者へ
の集積率は100%です。

議案第222号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、ご意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第222号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の
方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している三村委員の入室をお願いいたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第223号 農用地利用集積計画の決定の件について上

程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き議案22ページをご覧ください。
議案第223号になります。
合計欄のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,921平米、認定農業者への集積率は100%です。
議案第223号は以上となります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見、質問等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第223号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第224号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に係る案件でありますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村(農政課)主事 続きまして、議案23ページをご覧ください。

議案第224号になります。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,177平米、認定農業者への集積率は100%です。

議案第224号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第224号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第225号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村さん。

中村(農政課)主事 議案第225号についてですが、こちら、差し替えを添付させていただきましたので、お手元にご準備をお願いいたします。

合計のみ申し上げます。

筆数12筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2万7,223平米、認定農業者への集積率は100%です。

議案第225号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第225号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第226号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、塩原至委員には退室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 退席)

議長 それでは、説明をお願いいたします。
中村さん。

中村(農政課)主事 続きまして、議案24ページをご覧ください。
議案第226号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,978平米、認定農業者への集積率は100%です。
議案第226号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第226号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している塩原至委員の入室をお願いいたします。

(塩原(至)農業委員 入室)

議長

続きまして、議案第227号から231号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

農業委員会事務局の藤井です。
説明をさせていただきます。
総会資料の1ページをお願いいたします。
農地法第3条の規定による許可の件の説明をさせていただきます。
議案第227号は、農業経営規模拡大のため、所有権移転をするものです。
内容については議案書のとおりとなります。
議案第228番も、農業経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものとなります。
続いて、2ページをお願いいたします。
議案第229号ですが、こちら、申請地に隣接する宅地への水道管が農地の地下に入っておりまして、その部分に対する地役権を設定するものとなります。なお、地役権の設定については、農地法第3条第2項の許可要件に該当していても、特別に許可することができるものとなります。
続いて、議案第230号、こちらですが、沢村にお住まいの〇〇〇さんが梓川の農地を売買にて所有権移転をするものとなります。ちょっと経過がありますので、説明をさせていただきます。
〇さんは、安曇野市で1万4,175平米、松本市の波田で3,287平米の農地を自作で耕作をされています。〇さんですが、ご夫婦で不動産業を営んでおります。その絡みもありまして、会社のホームページを確認させていただいたところ、松本市の波田の農地と安曇野で〇さんが所有されている農地が農地として売買されている、ホームページ上で売買されているということが、売買というか、売り出しという形で載っていることが確認できました。事実確認を〇さんにしたところ、そもそも〇さんが就農をしたのは20年前なのですが、当時、規模を縮小する農家に頼まれて、耕作できなくなった土地を引き受けて、今、これだけの面積になってきたとのこと。しかし、自身もその農地まで距離もあたりするものですから、自身の農業の効率化も考えることと併せ、地域に身近な担い手がいれば、売却したいという思いがあり、ホームページに載せている経過だそう。ということもあり、これまで取得した農地をもちろん転用したこともなく、今回の土地についても、自分で管理していくということについては間違いのないとのこと。
なお、現在、波田の所有地についても、〇さんは取得後20年間自作され

ていることを確認できております。

また、今回の申請について、安曇野市にも聞き取りを行いました。安曇野市の所有地については、全て自作地であり、耕作状況も問題ないとのこと。安曇野市では、令和4年の7月に最新の3条許可を受けております。

松本市の波田の農地の耕作状況についても、波田地区の塩原委員に確認いただきまして、耕作状況については問題ないとの回答をいただいております。

申請については、書類等完備しておりますので、許可相当と考えております。

続きまして、議案第231号、こちらは農業経営規模拡大のため、売買にて所有権移転をするものとなっております。

なお、譲受人の方の面積ゼロという形になってはいますが、この方のお父さんと一緒に農業を今までやられていて、実質の農業経験はあるんですが、農地台帳上の扱いをお父さんと息子さん分けている関係で、面積はゼロですが、新規就農ではありませんので、申し添えます。

以上、これらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

それでは、地元の委員の方のご意見を頂戴いたします。

227番、島立でありますので、濱委員、お願いします。

濱農業委員

地図見ていただくと、145番ですか、環状線、その隣の電車の間のところに丸が3つ並んでいますが、一番右側の丸ですが、ここ1枚は国道に面しております。そして、もう一枚は、線路際の水路に面する2枚続きの水田になります。真ん中の丸ですが、この3枚の地主だったお宅が国道添いにありまして、現在は更地状態ということで、取壊しで更地になっておまして、3メートルぐらいの農道を挟んで、その南側に水田があります。その水田の南側にもう一枚水田があって、上高地線の線路という状況です。一番左の細長く囲ってあるところが、国道と線路の間が住宅、国道添いがずっと住宅の並びになっておまして、その裏側に農道が1本挟間っておまして、排水路があって、その南側のところに3枚、正方形に近いような感じの田んぼが3枚並んでいて、そこの一角にあります。場所的には、国道に面しているところは1枚だけというような状況の水田です。内容を伺いますと、全然農業経験がなくて、稲も作ったことがないというような話でございましてけれども、書類上は完備しているということで、問題がないということでございまして、地元としては、移転した後の状況を見守りながら、不適切な状況になったら、すぐに指導体制を取るというか、できれば島立の農地を取得していただきますので、地域計画のこともありますので、これからちょっとコンタクトを取って、できれば営農組合の準会員みたいな形で入っていただければなというようには考えておりますが、

とにかくこれから取得後の耕作状況の見守りをしていくということで、推進委員とも話をいたしましたので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長 懸念があれば、早めに営みをお願いしたいと思います。
それでは、228、中山ですので、太田委員、お願いします。

太田農業委員 譲受人の〇〇さんは、平成30年から中山地区にいらっしゃいまして、この申請地につきましては、ご本人が4年ほど耕作しております。また、中山間地の作業等にも出てきてくれていますので、問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続いて、229号、久保委員、お願いします。

久保農業委員 この案件は、10月に取得した〇〇さんの土地に隣の人の下を水道管が走っているとかで、地役権の設定をしていきたいということで、何ら問題はありませので、承認をお願いいたします。

議長 それでは、230号、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 場所につきましては、地図にありますとおり、カインズ梓川店の南側にあるオートアールズ、この店舗に隣接する横沢霊園すぐ東側のところになります。当該農地は〇〇さんが相続をして営農されておりますけれども、将来的に農業経営は縮小せざるを得ないということで、今回手放すことになったものであります。〇〇さんの状況は、私、隣組でもありますので、よく営農相談を受けているんですけども、今回、再度聞き取りをしたところ、やはり後継者が続けること、非常に難しいというようなこともありまして、やむを得ないかなと思います。

ただ、先ほど事務局のほうで詳細な説明をしていただきましたけれども、この案件を私のほうで確認したところで、非常にちょっと疑念を抱かざるを得ない状況が散見されましたので、事務局から安曇野市であったり、各方面に確認をしていただいて、先ほどのご説明があったところでございます。

今回の農地も、ご自身の経営ということなんですけれども、実際には2キロ圏内に住む臨時雇用者に農地を管理をしてもらうということで書類に記載されておりましたので、私の立場といたしましては、今回の農地が適正に耕作されるよう注視していきたいというように考えます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、現状における懸念は払拭されたという理解でよろしいですか、倉科委員。

倉科農業委員 安曇野市の農地が主ですので、安曇野市の農業委員会のほうから適正に管理されているという報告があったというご説明でしたので、これ以上何も言うことはできないかなと思っております。

議長 ありがとうございます。
それでは、231、波田でありますので、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 地図を見ていただきまして、南側が塩尻鍋割線ということで、丸印のところは平林地区というところにあります。買う方は、一応27歳と若いんですが、5年ぐらいお父さんと、一応〇〇〇〇の息子ということでありまして、ずっと農業を手伝っているということで、なぜ買うかということ、ちょっとこれからの育苗というか、苗木がちょっと不安な材料もあるということで、自分一人で親とちょっと違うものもやってみたいということで買うことを決めたそうであります。27歳ということで、若い人でありますので、これから波田の農業を背負っていただきたいと思っておりますので、間違いのないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
ちょっと文言の説明をお願いしたいんですが、229号の中の地役権について事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 地役権ですが、まずイメージとしては、2つの土地を思い浮かべていただいて、奥の土地を使うために、手前の土地に権利をつけて、例えば通る権利ですとか、あと地下に水道管を入れる権利というような形で、一定の目的の範囲内で他人の土地を自分の土地のために利用する権利のこととなっております。

議長 いいですか。
そういう説明ですが、よろしいですかね、その文言の説明。
それでは、ただいまの5件について質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第227号から231号について、原

案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第232号 農地法第3条の規定による競売（公売）農地買取資格適格者証明申請承認の件、1件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、説明をさせていただきます。
3ページをお願いいたします。
議案第232号、こちらは波田にお住まいの〇〇〇〇〇さんが長野地方裁判所松本支部で行われる農地の競売に参加するため、適格者の承認を受けるものです。
こちらの案件につきましては、承認の要件を満たしていることを併せて報告をさせていただきます。
落札後、改めて農地法3条の許可申請をしていただくこととなります。よろしくをお願いいたします。

議長 ご苦労さまです。
地元の委員の塩原至委員、補足をお願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇〇さんにつきまして、この人は今まで塩尻市の市役所に勤めておりました、そのときから梨等を栽培しておりました。波田地区の梨部会長とか、いろいろやっておりますので、別に問題ないかと思えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
委員の方でこの案件につきまして質問、意見等がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第232号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
続きまして、議案第233号及び234号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局、加藤です。
着座にて失礼いたします。
初めに、訂正がございますので、総会資料6ページをお願いいたします。
議案第240号の転用面積ですが、「1,510平米のうち134.43平米」となっておりますが、正しくは「131.34平米」です。
続きまして、議案第242号の建築面積なのですが、「57.55平米」となっておりますが、正しくは「96.88平米」です。「96.88平米」となります。
口頭の訂正となり申し訳ありませんでした。
それでは、議案事項の説明をさせていただきたいと思います。
総会資料の4ページをお願いいたします。
議案第233号、転用目的は来客用駐車場・農業用物置です。
議案第234号、転用目的は住宅敷地です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、地元委員の方のご意見を伺います。
塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 233号の関係ですけれども、今回でこれ、3回目の土地になると思います。変更で、これは県道の関係で、筆を引き直すということで、変更になりますので、もう過去2回同じです。
よろしく願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございました。
それでは、234、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

別添資料のほうに写真載っておりますけれども、9ページになりますけれども、ちょうど〇〇さんの宅地の横といいますか、車庫の横の辺になるんですけれども、その横の水路という形になっておりまして、どうもこの土地が農地ということで、相続をしたんですけれども、全く分からなかったということで、この土地につきましては、昭和59年に土地改良が行われた際に、既存宅地敷地の隣に換地されたということで、非常に13平米と小さく、三角形のため、農地として利用されることのないまま、住宅敷地

の一部として利用されてきた状況であります。この状態、写真見ていただいても、とてもここで農地として利用するということは難しいというように考えられますので、承認をお願いをしたいと思っております。やむを得ないと思っております。

議長 それでは、現地確認していただいた窪田委員、お願いします。

窪田農業委員 233番、地図を見ていただくと分かりますけれども、白線がちょうど真ん中にあるんですが、その向こう側に川が流れて、その向こう側が道路ということで、左側へ行きますと、市の公設卸売市場のほうへ行きます。右側がアルウィンで、このちょっと写真に入ってないんですけれども、写真の左側にすぐ信号機がありまして、町神という信号機がありますが、その信号で今、車がちょっと四、五台待っていますが、向こうへ行くと菅野中学校のほうへ行く道路となります。特にですね、地元の委員さんから説明がございましたけれども、問題ないかなというように思います。

それから、234番、笹賀になりますけれども、やむを得ないのかなということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかの委員の方でこの案件に対しまして質問、ご意見等ありましたら、お願ひしたいと思っております。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第233号及び234号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第235号から243号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、9件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事 総会資料5ページをお願いいたします。

議案第235号、一時転用です。転用目的は砂利採取です。

議案第236号、転用目的は駐車場です。

237号、転用目的は宅地拡張です。
議案第238号、転用目的は建て売り住宅です。
議案第239号、一時転用です。転用目的は資材置場・駐車場です。
議案第240号、転用目的は農業用倉庫等、議案書のとおりです。
議案第241号、転用目的は建て売り住宅です。
議案第242号、転用目的は農業後継者の別棟住宅です。
議案第243号、転用目的は資材置場・駐車場で、一時転用です。
以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている
と判断しています。よろしくお願いたします。

議 長

ご苦労さまです。
それでは、地元の委員の方のご意見を伺うわけですが、先ほど申し上げた
とおり、島内、235号は河野委員が欠席しておりますので、236、和
田でありますので、塩原俊昭委員、お願いたします。

塩原（俊）農業委員 この案件ですけれども、場所については、和田から山形へ行くバス路線
で、新田松本線と、それから環状高家線が交差する交差点のすぐ近くにな
ります。この〇〇〇〇〇〇〇〇さんは、スポーツ用品店、登山用品なもん
ですから、土、日、祝日に来客がものすごく多くて、現在、警備員さんと
か誘導員さんを雇って車の誘導をしているというようなことで、非常に駐
車場が手狭ということのようです。それに対しまして、〇〇〇〇〇〇〇〇さんの所
有している土地が近くにありまして、そこを〇〇〇〇〇〇〇〇さんが駐車
場にする、こんな計画ですので、周りの農地等については影響ないという、
道と道に挟まれた三角地でありますので、そんなことで判断をいたしまし
た。よろしくお願いたします。

議 長

ご苦労さまです。
それでは、237、矢嶋委員、お願いたします。

矢嶋農業委員

この土地の場所につきましては、12ページ、地図を見ていただくと、ま
つもと空港線の道路から若干東へ入ったところにありますけれども、この
土地につきましては第2種農地ということで、周りに農地がつながってな
い部分でありますけれども、この〇〇さんの自宅がその土地の北側にあり
まして、住宅が手狭になったということで、増築したいということで、〇
〇さんの土地の北側の一部を買いたいというような内容であります。〇〇
さんの土地については、ちょうど住宅増築しても日当たり等全く問題ござ
いませぬので、やむを得ないというように考えます。

議 長

では、続いて238、お願いたします。

矢嶋農業委員

238につきましては、ちょうど高速道路のそばで、上二子という地区に
なりますけれども、この写真見ていただいて、この写真のちょうど白い線

の右側が道路になっております。ご本人はですね、土地の所有者につきましては、空調関係の会社を経営しておりまして、年齢も69歳ということで、なかなか会社と農業ということで両立が難しい部分がございます、そういう意味も含めて、将来のために土地を処分したいと。農地のみ縮小したいということでありまして、この道路の右側も住宅地、この写真の手前側も住宅地、奥も住宅、それから左側のほうも住宅が建っているということで、集落に接しているということでありますので、この案件について、やむを得ないというように考えます。

議長 ありがとうございます。
それでは、続きまして239号、内田でありますので、丸山委員、お願いします。

丸山農業委員 239号の件ですが、下の地図を見ていただいて、丸で囲ってあるところをくねくねと曲がっているところが舟沢という河川になります。この河川の改修のために、隣接する〇〇さんの水田を工事をするために一時利用として使いたいということです。それに伴って、資材の搬入だとか、駐車場とかという形での一時転用でお願いしたいという案件です。よろしくお願いします。
以上です。

議長 ありがとうございます。
河川改修のための資材をそこに置くということですね。ありがとうございます。
続きまして、240号、中川委員、お願いします。

中川農業委員 240号です。まず、譲渡人、〇〇〇さん、お父さんです。譲受人、〇〇〇君、息子さんです。このたび脱サラをして親元就農を始めて、これからブドウを作っていこう、そういう方あります。農地、ブドウ園の一角を、ブドウ園をやや狭くして、その場所に農業用倉庫、あるいはトイレ、あるいは車の駐車場、これを造りたいということなんです、これから一生懸命やって、規模拡大してやっていこうという方ですし、またこういった施設、必ず必要となってきます。ほかにも場所、適当な場所がないし、この場所が最もふさわしいということで、この案件はやむを得ないと判断しております。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
続いて、241、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員 ちょっと事務局に確認したいんですが、地図の場所が違っていると思います。別添資料の16ページの下的位置図の真ん中に丸い丸が書いてあるんですけれども、本件農地はここからずっと上に行きまして、地図の中に

「48」というように県道の表示が打っています。そのすぐ左上に三角のちょっと濃いグレーに着色されている部分があるんですけども、このすぐ下が今回の農地になると思いますので、確認をいただきたいと思います。

私のほうから、この場所につきましては、氷室西交差点という交差点、まるやまお菓子屋さんとかセブンイレブンがあるところなんですけれども、ここから北へ200メートルほど行きます。県道松本環状高家線の沿線になり、氷室集落の住宅地の一角になっています。本件の農地につきましては、北側が薬師堂、写真でいくと右手であります。南側は宅地、それから西側及び写真で見えている奥のほうが東側なんですけれども、この2面は道路に囲まれておりまして、面積的にも小さく、不整形な形の農地になっておりまして、利用度は若干低いかと思えます。囲まれている関係上、周辺の農業に与える影響は考えられませんので、本件における転用につきましては、やむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
加藤さん、その指摘についてお願いします。

加藤主事 先ほど倉科委員からご指摘いただいた位置図の件ですが、倉科委員のおっしゃるとおりで、間違えてしまいました。もうちょっと上のおっしゃっていただいているとおりの位置であります。申し訳ありませんでした。

議長 お分かりですかね。その地図から上にたどっている三角の地点の黒い印のところという理解でよろしいですか。

倉科農業委員 濃い三角のすぐ下です。

議長 ちょっとそこで示していただけますか。人さし指のその辺、そうですね。上の写真のYの字のすぐ下ということですね。ありがとうございます。
では、続いて242、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 242の件であります、17ページを見ていただきまして、一応写真の手前がお父さんと今、息子さんが住んでいる家になります。手前とか、写真には写っていないんですけども。場所的には、なかなか説明しろと言っても難しいんですが、近くには消防の詰所がございます。41分団がありますので、息子さんが今、婚約中で、近々結婚するというので、今までお父さんの農業等を手伝っておりましたが、結婚するに当たりまして、別棟を建てたいということになります。結婚後、お父さんも長男夫婦共に農業等を手伝っていただきたいということになりますので、別に周りには宅地だらけでございますので、問題ないかと思えます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、243、同じく塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 写真を見ていただきます。次のページであります。波田の東保育園の近くということで、今、令和2年から2年度の県営かんがい排水事業が始まっております。それに伴う資材置場等で、一時転用で、面積的には453.50ということであります。問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、現地を見ていただいた委員の方のご意見を伺うわけですが、235号から238号、代理のほうでお願いして、それ以降、塩原委員からお願いします。

窪田農業委員

235号ですけれども、地図は見ていただいた10ページになります。かなり低い範囲でありますけれども、周りも住宅もありますけれども、向こう側や右側、圃場があります。一時転用ということで、仕方ないかなということでもありますけれども、ちょうど多分これが許可を出すと、農繁期のあたりに多分なるのかなという気がしまして、できれば軽トラ等を使う地元の農家の皆さんに迷惑かからないような方法で、大型トラック、多分大型ダンプだと思っておりますけれども、気をつけていただきたいということを一言申し添えてお願いできればというように思います。

それから、236の○○○○○○○○の関係でありますけれども、地図で見ていただきますと、これ、結構長方形というか、正方形のように見えるんですけれども、実はこれ、台形か三角形に近い農地でありまして、○○○○○○○さんはこの右側のところに店を構えて、その東側に駐車場あるんですけれども、狭いということで、この農地もなかなか利用難しいかなということで、やむを得ないのかというように思います。

それから、237号でありますけれども、先ほど説明がございましたように、周りが住宅だけということで、特に問題ないのかなというように思います。

それから、238号でありますけれども、これも周りが住宅ということで、集落の中にありますので、やむを得ないというように思います。

以上です。

塩原（秀）農業委員 続いて、239号ですけれども、先ほど委員の方説明があったように、河川工事のための資材置場の一時転用ということですので、問題はないと思います。

それから、240号の里山辺のブドウ園の中にある農業用施設、トイレの関係ですけれども、作業所ということですので、農業をやっていくにはこういうものは必要かと思っておりますので、やむを得ないと思います。

それから、241号の関係ですけれども、これについても、ちょっと、大変農業をやりづらい場所かなというように思います。それから、ここを建

て売り住宅にしても、他の農地のほうには影響がないので、これもやもなくと思います。

それから、242号の下波田の関係ですけれども、これも先ほど委員のほうから説明があったように、隣がお父さん、お母さん、その隣に建てるということで、それからその周りにはもう住宅地帯になっていますので、新しい新婚の方が頑張って農業をやっていただくには必要なことかなと思いますので、承認をお願いしたいと思います。

それから、243番の関係ですけれども、これについても、もう現在、工事をやっております、そのほかにまだちょっと資材置場が必要だということですし、また一時転用ということですので、問題ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通しまして質問、意見等があったら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、9件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第235号から243号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第244号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事。

加藤主事

総会資料8ページをお願いいたします。

議案第244号について説明いたします。

過去農地法第5条第1項に規定による許可を受けた後、工事期間の変更に ついて、工事の申請者から申出を受けたものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

それでは、先ほど河野さん申し上げたとおりですので、現地を見ていただいた塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 244号、今、砂利工事を現状でやっていて、期間延長ということですので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で質問、ご意見等あったら、お出しをお願いいたします。
これは現状という、無節操に許可するわけじゃない。ある程度縛りはあるわけですか。
加藤主事。

加藤主事 縛りがあるかどうかについてご説明いたしますと、基本的に農地法上の一時転用については、最大期間が3年で定められておりまして、その中で、当初計画は1年ということだったんですけれども、砂利採取を事業としてやりたい場合は、他法令での調整必要になってきまして、他法令は砂利採取法での許可を取るのが必要になります。長野県による許可になっておりまして、砂利採取法のほうでは、1年を区切りとする許可が大原則となっていると伺っております。ですので、それを1年2か月最初から見越せていたかというわけではなくて、1年しか許可が出せないの、最初の申請も1年間だった。その後の期間の延長については、書類を完備させた上で、3か月ごとの延長の申請になるそうで、今回で言うと、2か月で工事の農地復旧までができそうなので、2か月の延長となったと聞いております。県同士では調整を取っており、同時の申請になっているので、特に書類上は問題がないと聞いております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
委員の皆さん、何か質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による計画変更の案件、1件について集約いたします。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第244号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件をお願いいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。

藤井主任

それでは、9ページをお願いいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、説明をさせていただきます。

議案第245号は、島内にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。こちらですが、河野委員、先ほど急遽欠席ということで、全ての農地、適切に耕作されていることを確認しましたということでご報告を受けております。

議案第246号、平田西にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものとなります。内容については議案書のとおりとなります。

よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、地元の委員の方の意見をお伺いするわけですが、245号、河野委員、そういうことですので、246号、窪田代理、お願いします。

窪田農業委員

現地を見てきました。転作用の麦が植えられていまして、大分芽が伸びて緑色になっていましたので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

それでは、集約いたします。

議案第245号及び246号、農業委員の方に伺いますが、承認される方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定いたします。

失礼しました。

それでは、続きまして247号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の廃止の件について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

川村補佐。

川村局長補佐

それでは、私のほうから説明させていただきます。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積廃止の件につきましてご説明いたします。

お手元の資料10ページをご覧ください。

本件は、先月の定例会でもご説明させていただきました。この4月1日に施行予定の農地法改正に伴う案件となります。

改正案では、農地法第3条における下限面積要件の撤廃が予定されており、資料11ページの各地区における下限面積が不要となります。

また、本市におきまして、遊休農地の解消及び移住・定住者を含めた新規就農者の参入促進を図ることを目的に、緩和措置として設定してあります。資料12ページから飛びまして14ページに記載のあります303筆、14ページの一番最後のところに書いてあるんですが、303筆につきましても、同様に不要となります。

よって、各地区における下限面積と緩和措置の303筆を廃止することといたしますが、改正法が、先ほども申し上げましたとおり、4月1日を予定しているため、本日議決になった場合は、この後、告示行為を行いまして、4月1日付で廃止することといたします。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

それでは、質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含めましてお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですかね。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第247号について、原案どおり可決することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり廃止することと決定いたします。

なお、施行につきましては、令和5年4月1日といたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからキついて一括説明をお願いいたします。

藤井主任。

藤井主任

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

合計のみ申し上げます。

15ページからご覧ください。現況証明交付状況の件、1件、16ページをお願いします。非農地証明交付状況の件、1件、17ページから19ペ

ージ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、20件、20ページ、農地の形状変更実施に伴う届出の件、1件、21ページから22ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件、23ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、24ページ、農地法第5条の規定による届出の件、4件。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。

ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いいたします。

農地に関する事項の議事が終了いたしました。

ここで休憩といたしますが、15時から再開いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

(休 憩)

議 長

それでは、総会を再開します。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、報告事項のア、松本農業振興地域整備計画軽微変更手続の変更についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

中澤係長。

中澤（農政課）係長 皆さん、農政課の計画担当係長をしています中澤と申します。本日はよろしく願いいたします。

私からは、報告事項アの軽微変更手続の変更について、ということでご報告させていただきたいと思います。

説明は着座にて失礼いたします。

25ページになりますけれども、報告事項アということで、趣旨といたしましては、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の軽微変更の申出の受付回数を、現在の年2回から4回にして、農業をされている方の利便性を図ることとなっております。

ご存じのとおり、農振の手続につきましては、大きく分けて農振除外の重要変更と、もう一つは、農地から農用地以外の農業用施設用地への変更といった軽微変更の2種類がありますけれども、そのうちの軽微変更ですね、そちらのほうを今の2回から4回に増やすというものとなっております。

これまでの課題といたしましては、今ご説明しました重要変更と同様に、年2回の受付ということで、県の同意がないものですから、軽微変更については、申出から完了まで半年かかっていたんですけれども、もし受付の期間が終わった直後にご相談をいただいた方々は、すぐまた軽微変更協議ができないものですから、申出のタイミングによっては、完了までに約1年近くの時間を要してしまっていたという現状があります。

そのため、その農業をやっている方ですけれども、相談者から、それだけ時間がかかると、次回の作付けに間に合わないというご意見をいただいております、農業振興を図る観点から、好ましい状況ではないということでありました。

いろいろ課題について整理しまして、今後、2番ですけれども、軽微変更の対応につきましては、各地区なんですけれども、申出の回数を、今、基本的に春と秋みたいな形になっているんですけれども、春夏秋冬、いわゆる年4回の受付としたいと思います。

軽微変更の回数の増加に伴いまして、今まで現状の年2回の中で、地区の農振協議会、農業委員の定例会、松本市の農振協議会という手順を踏まえて手続を行っていただきましたが、それぞれの対応についても、若干修正をしていきたいと思っております。それが(2)番になります。

農振の手続の中で、地区で農振協議会を開催していただいております。こちらについて、軽微変更の案件については、地元の理解を当然得るために、従来どおり農振協議会で協議をしていただきます。

協議の開催方法については、今現在もそうなんですけれども、軽微変更に関しては、特に農業用倉庫ですとか、結構大きさは小さいもの等もありますので、開催方法や農振協議会の協議の仕方については、地区の判断でやっていただきたいということになります。

ですので、地区農振協議会については、申出状況によって見ておりますけれども、1年に最大4回、年4回開催する場合があるということになります。

続きまして、農業委員会の定例会においてですけれども、軽微変更につきましては、一般に重要案件と違って、協議をするということは法令では定められていないんですけれども、今までの経過もありますし、やはり軽微変更とはいえ、新しく地区の農業に関する施設とか、そういう用途が変わるといったことになりますので、従来どおり農業委員会の定例会におきまして、意見聴取という形で諮っていきたいと思っております。

イですけれども、庁内協議・現地確認等を踏まえまして、直近の農業委員会の定例会に諮っていきたいと考えております。

重要変更、いわゆる農振除外の重要変更と異なりまして、先ほどもちょっとご説明しましたが、県の協議での同意が不要のため、市の農振協議会の本協議会では協議としてかけずに、農業委員会で意見聴取をした後、公告と同時に許可通知を発送する形を取りたいと思っております。

この時点で軽微変更の手続が終了する形になりますので、期間といたしましては、早ければ約3か月ほどで申出から許可の通知、いわゆる農振法の

オーケーだよというゴーサインが出るのは3か月ぐらいという形になります。

(4) 番ですけれども、市の農振協議会につきましては、今までこちらでも協議案件として軽微変更を扱っていたんですけれども、これらの手続を踏まえて、もう申出者には許可通知の発送をしておりますので、市の農振協議会につきましては、報告案件という形で、このような軽微変更がありましたということをご報告したいと思っております。

3番の年間日程についてですけれども、別紙、A4横のものをご覧いただきたいと思っておりますけれども、上段に「軽微変更手続き年間日程」と書いてあります。

上段の2行は「4年度」と書かれていますけれども、今年度、今までどおりの手続ですと、春と秋にそれぞれ地区農振から松本市の農振協議会に送られまして、およそ5か月から6か月がかかっておりましたが、この下の「5年度(予定)」となっておりますけれども、年4回にすることによって、およそ3か月から4か月で、春夏秋冬と受付をして、それぞれ軽微変更の手続を短縮できるという案になっております。

5月の農振協議会につきましては、これは例年どおりの期間となりまして、5月11日から受付することになっております。

まだこの8月の夏につきましては、案の段階ではございますけれども、現状、こういう日程で計画をしてございます。

25ページに戻りまして、今、私がお説明した4番の8月、夏の申出日程についてですけれども、順番に(1)から(7)という形で記載したものがこちらになっております。

実際には、先ほどご説明しましたように、8月に受け付けたものにつきましては、予定どおり行けば、11月の中旬には申請した申出者の方に許可通知が発送できるという形になっております。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

これは報告事項であります。中澤係長、あれ、まず基礎知識として、農振の重要変更と軽微変更の区別と線引きは、具体的にはどういうことですか。ちょっと教えてください。

中澤(農政課)係長 重要変更につきましては、最終的には農振除外という形になって、青地を白地に変えるものが重要変更という形になっておりますので、これにつきましては、しっかりと法律でも農業委員の意見を聴取することですとか、土地改良区の意見を聴取することとなっておりますので、しっかりと協議、意見を踏まえた上で、最終的に農振協議会にかけるというもので、県同意をもらうものとなっております。

それ以外のものについては、農地に農業用施設を建てるですとか、加工施設だとかで、農業用の施設の建設をするものについては、軽微変更という扱いになっております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

軽微変更については市が許可権者で、重要変更は県が許可権者で、そういう捉え方が今の説明ということによろしいですか。

それでは、これから質疑に入ります。

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問等ある方、じゃ二村委員、お願いします。

二村農業委員

今回のこの案件は、とてもいいことだと思います。ただ、私、以前皆さんにもお願いしたことあったんですけども、軽微変更で250頭の牛を飼う畜舎を、それも本当に通行道路のうんと大きな道に建てるということがあって、あれは本当軽微変更で、コロナで会議も開かないみたいな感じになっちゃったんですけども、これは大変だということで会議を開いて、その場所は違うところというふうに私、お願いして、皆さんも会議ではそういうふうになってということがありました。

やっぱりそこは畜産団地ということだったので、きっと軽微変更になったと思うんですが、ただ、あの案件は、本当にそのままなっちゃったら大変なことだったので、やっぱりそういうこともあると思うので、地域というか、本当に幾ら軽微変更でも、うんと嚴重にというか、調べていただいて、後で事後報告というか、報告でもそれは全然いいんですが、ただ、そういう案件もあったので、そのところはうんと気をつけていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

経過もそれぞれご存じだと思いますが、中澤係長、お願いします。

中澤（農政課）係長 ただいまご意見ありがとうございました。

今回の軽微変更の回数の増加というか、増やすに当たって一番悩んだところは、まさにそこです。他市町村の例でいきますと、この軽微変更につきましては、先ほど私がご説明した重要変更に記載されていて、どこどこ協議をしなければいけないというものがなくて、ただし、軽微変更の補足という形になっているので、極論を言うと、申出をして、申出に問題がなければ、市の決済をもって許可することも可能になります。

ただ、今、まさにご指摘がありましたように、申請書類では分からないものというのがあります。特に、先ほどみたいに、軽微変更では確かに畜産の団地というか、牛舎ですね、建てることというのは、軽微変更上全く問題はないんですが、やはりそこには地区のルールですとか、今まで踏まえてきた現状とか、そういったものが必ずありましたので、それをまさにスルーしないためにも、農振の地区協議会があるんですけども、そこには必ずかけて、しっかりと協議をしてもらうということを踏まえて、今回4

回という形になっております。

ですから、地区での協議をしないで、受け付けたものをただ決済に回して出すということであれば、簡単に言えば、もっと回数を増やすことでも可能にはなるんですが、やはり大小ありまして施設を建てるということは決して簡単なことではないので、地区の皆さんにしっかりとこういうものが建つんだということを理解していただいた上で、軽微変更の手続きを進めていきたいということで、今回も地区農振協議会には必ずかけさせていただくということで考えております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

そういうことで、どっちにしろ、真っ先に窓口は農政課の計画担当に来ると思いますので、いろいろ把握といいますか、その関所といいますか、その辺はきっちりわきまえがなら、軽微変更といえども、地区農振の会長をはじめ、心してやっていただきたいということを計画担当のほうから説明していただきたいと思います。

これにつきまして、ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

じゃ、報告事項ですので、そういうことでご承知おきをお願いしたいと思います。

それでは、報告事項のイ、令和4年度農地所有適格法人の要件等確認結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

田中事務員、お願いします。

田中事務員

農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いたします。

それでは、資料の27ページをご覧ください。

令和4年度の農地所有適格法人の要件等確認結果について報告いたします。

早速ですが、1番の要旨ですけれども、市内に農地を所有し営農している法人から提出された年次報告というものについて、農地所有適格法人の要件に適合するかの確認を行いましたので、その結果について報告するものです。

2番ですけれども、対象の法人は55法人おります。詳しくは資料の30ページ、31ページにてご確認をお願いいたします。

これらの法人から事業終了年度3か月以内に事務局に報告書をご提出いただきまして、毎年度農地所有適格法人の要件を満たしているかの確認をしております。

ただ、期限を経過しても報告のない法人が一定数おりますので、報告依頼として、年に数回提出するように指導もしてまいりました。

ちなみに、要件ということなんですけれども、具体的には、農地法の2条第3項にて規定されているものでして、資料ですと、5番、参考の中に記載がございます。

5番の(1)要件の中に4つあります。アの法人形態要件、イの事業要件、ウとエの構成員要件、オの業務執行役員要件です。詳しい内容は資料をご覧いただければと思いますけれども、法人が農地を所有する間は、これらの要件は継続して満たすように定められていますので、毎年報告書の提出を受けて、要件を確認しているわけです。

では、早速3番の令和4年度の提出の中の確認結果ですけれども、全55法人中、50法人が農地所有適格法人に求められる要件に適合していることを報告いたします。資料では48法人としてありますが、その資料作成以降、先日、43番の信州三沢農場さんと45番、アグリフューチャーさんより報告の提出がございましたので、本日現在は50法人が要件適合しております。

また、4番のマルナミファームさんですけれども、先日、令和3年、4年の報告書を提出していただくことができましたけれども、この提出によって、一部要件に適合しないということが判明いたしました。現在は、その事実の確認に当たっている最中ですので、今後県などに対応方針を相談していきます。本日は、要件に適合しない一法人については、現在、対応を検討中ということで、口頭にて報告させていただきますので、ご了承ください。

また、52番、安曇野農場さんは、3月の第1、2週までには必ず提出していただくことを約束しておりますので、最終的には未提出の法人が2つございますけれども、引き続き報告書の提出を指導するようにしてまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。
ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑入ります。
発言のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件はただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。
続きまして、報告事項のエ、令和5年度農業委員会行事予定(案)についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

それでは、32ページ以降進めてまいります。

令和5年度農業委員会行事予定（案）についてということでございまして、2月の時点における来年度の行事予定（案）について報告をしております。

2番目、主な行事予定でございまして、まず定例総会でございます。日程表のとおりでございますけれども、4月、5、7、8、10、1、3という月につきましては、推進委員さんも招集して、研修会または最適化推進に向けた情報交換を開催してまいりたいと思います。

8月につきましては、移動農業委員会ということで、本庁以外の地区で開催ということで、奈川、安曇地区とこれまで開催してまいりましたので、そういった経過も踏まえながら、情報・研修委員会のほうでご検討していただければと思います。

(2) 松本市農業施策に関する意見書の関係でございまして、役員会でも相談しまして、令和5年度は引き続き意見書を出していくという方向になりました。10月に意見書を提出して、11月に市長懇談会を開催したいと思います。

それから、(3) 県外視察研修であります。4年度と同様、1泊2日の予定で実施を計画しております。2月議会に提出している予算案としましては、バス借上料34万円を計上しております。

(4) ブロック別研修会ということで、タブレットを活用した利用状況調査の方法等、様々な研修をまたブロック別に開催してまいりたいと思います。アプリが出そろってからというふうに考えておりますけれども、6月頃ということになろうかと思っております。

3番目、ブロック活動でありますけれども、新年度のブロック活動の内容について、現在、ブロック長を通じて取りまとめをお願いしているところでございます。3月の総会までに計画書をご提出いただければと思います。

4番目、その他の検討課題ということでございます。

利用権設定事務、現在、農政課のほうで事務を取り扱っておりますけれども、農地法3条許可と一体的に取り扱うことで、農業者の利便性の向上を図るというふうなこと、それから委員による最適化活動の実績把握の面からも、利用権設定事務を農業委員会事務局に移管できないかというような検討をまた来年度してまいる予定です。

(2) 委員改選は令和6年8月でございまして、これに向けまして、活力ある体制づくり、または女性委員の増員というふうなことも課題になっておりまして、最適な候補者選考プロセスを検討していきたいと思っております。

5番目、5年度の行事予定（案）ということで、33ページ、それから34ページということで載せてございますので、お目通しをお願いいたします。

具体的には、意見書を出すのは10月4日ということで、市長日程を押さえておりますし、市長懇談会は11月10日ということで、市長日程の関係も秘書課を通じてお願いをしているところでございます。

あとはご覧いただければと思います。

34ページもお目通しをいただければと思います。
私からは以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから次年度の行事計画概要が示されたわけですが、やはり中川委員長をはじめ、情報・研修委員会、それぞれの行事を、令和4年、前はああいう状況下の中でやむを得ないところがあったと思いますが、この3月半ば過ぎは、マスクもそれぞれの判断でやる。5月に入れば2類から5類になるということで、それぞれコロナの情勢も変化してまいりますし、ぜひまた最後の年度になります、令和5年度は。それぞれ皆さんから絶大な協力をいただきながら、最後の年度になると思われる年度の総決算に向けて、ぜひ皆さん、絶大な協力をお願いしたいと思います。

それと、前段の挨拶でも若干触れましたが、先月の定例総会の中で、それぞれ次年度の4月から変わる法令的な要素もいろいろありますし、また地域計画の目標地図の素案、その辺の過程もあります。前回の総会で大体の例示をそれぞれ見せさせていただきましたけれども、また3月の定例総会もしくは4月の定例総会にその辺をまとめた中での法的な変更の内容、我々がやらなきゃいけないような内容を少しまとめさせて、また推進委員の皆様と共有したいと思いますので、その辺の日程、また事務局主体でちょっと詰めさせていただきますけれども、また把握しておいていただきたいと思います。

また、意見書の関係、今、板花補佐からも説明があったとおりですが、令和6年、そういうことで切替えになってまいりますので、提出するのは不可能に近い、日程的に無理だと思いますので、我々も先ほど申し上げた総決算として市長に意見を申し上げる。この内容については、それぞれまた振興委員会のほうでも内容を詰めますけれども、多岐にわたってもいいですし、それぞれ思い残すことを次の皆さんにつなげたり、農政につないでいきたいということを考えていますので、それぞれまたその機会、機会にまたご意見を賜ればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

この内容について、それぞれ質疑を行いますけれども、ご意見等ありましたら、お出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、この内容であと詰めさせていただいて、またそれぞれ具体化して、協力を得るということで進めていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、ページでいきますと35ページになりますけれども、まず主要会務報告でありますけれども、ご覧のとおりということで、2月16日につきましては、松塩筑安曇農業委員会協議会の活性化推進研修会というふうなことで、22名のご参加をいただいたところであります。

また、今日はこれから情報・研修委員会がこの後あるということでございます。

下のほう、当面の予定でございます。

すみません、タブレットの画面ご覧の委員の皆様は、最後のところが切れています。これはタブレットにデータを読み取って初めて判明したことでありまして、やはり予期せぬことが起こるんだなと感じたところでありますが、一番最後の1行ないし2行がちょっとタブレットでは切れています。紙のほうでお願いしたいと思います。

当面の予定で、3月23日でありますが、農地転用の現地調査ということで、細江委員と塩原俊昭委員ということでございますが、細江委員のほうから、ちょっと都合が悪いというふうなお話がありましたので、3月23日、橋本委員のほうでお願いしたいかなと思います。橋本委員と塩原委員ということで、また事務局のほうと打合せをお願いしたいと思います。

3月の総会は、3月30日木曜日ということで、年度末より1日前となりますので、お願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長

ご苦労さまでした。

説明が終わりました。

何か皆さんのほうでありましたら、この案件についてお出しをお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

じゃ、よろしくご協力をお願いします。

以上で報告事項は終了いたしました。

最後に、その他の項目に入ります。

事務局から説明、連絡事項をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

まず、農業委員会と選挙活動の関係でございます。

先日、ある委員さんから電話で質問がありましたので、このタイミングでもう一度ということで、資料をお配りしております。

まず、県議選、市議選控えております。要するに、皆様、地方公務員の特別職というものに該当しておりますが、その地位を利用して選挙運動をすることはできないというふうにされております。

具体的には、農地法に基づく許可、あるいは指導権限などを背景に、関係者に選挙への支援、協力を求めること。また、農業委員会活動のために農

家を戸別訪問する際に、投票を周旋勧誘することというようなこと。

2 ページ目のほうに、令和3年8月に委員に就任した際に、県農業会議の篠原部長さんが作っていただいた資料があります。そこを見ますと、2の(4)に農業委員、推進委員は、地位を利用した選挙運動以外は政治活動及び選挙運動の制限はないこととなる。地位を利用しなければいいというふうなことが書いてございます。

地位を利用した選挙運動というのはどういうことか。3の(1)です。その地位にあるからこそ選挙運動が効果的に行える場合。許認可や補助金など権限に基づく影響力を行使して投票を勧誘する場合ということ、そこは注意していただと思いますが、職務を離れて個人的な活動は制限されるものではありませんし、特定の候補者の後援会の役員に就任、あるいは推薦人として名を連ねるとするのは、直ちに違反となる可能性は低いというふうに書いてありますので、もう一度見ていただければと思います。

選挙運動については以上です。

それから、冒頭ご案内申し上げましたとおり、タブレットの調子が大変悪いということで、44人、44台タブレットを配ったんですけども、十五、六台、グーグルアカウントが使用停止になっているという事態です。その原因は、県の農業会議に聞いても、納得のいく答えは返ってきません。どうしてそうなるのと聞いても、全然答えが返ってこなくて、何かセキュリティーポリシーに違反したから、そういう違反に触れるような操作をしたから、使用停止になっているというようなメールが来ているんですが、そんな覚えはないわけですし、どうしてそうなるのか、まともに聞いても答えが返ってこなくて、全くブラックボックスで分からないということです。

それで、最悪の場合は、グーグルでのアカウントをもう一回別なアカウントで再度作ってくださいというような、かろうじてそういう答えは返ってきたんですけども、その理屈というか、理由は全く分からずじまいのところでございます。

それで、ちょっと途方に暮れていて、ちょっと不調なタブレット、Gメールが全然受信できない状況につきましては、今日、推進委員さん皆さん見えているわけではないんですが、ちょっと不調なタブレットについて、一旦預からせていただいて、ちょっと原因を探りたいですし、最悪の場合、また新しいアカウントを作って、再設定して、また最初から出直すというふうなことも考えておりますので、ちょっと申し訳ないんですが、一旦事務局のほうで預からせていただければと思います。

お持ちいただいている、不調な、Gメールが機能していないという委員につきましては、預からせていただければなと思います。

それから、後ろのほうに加藤主事、今座っていますが、お帰りの際は、そこでタブレットのケースが届いたんですね。肩からかけるケースが届きました。つまり、このケースが届きました。それで、ただ、もし今日受け取ってお持ちいただけるんだったら、受け取ってお帰りいただきたい。

それから、このケースとともにタッチペンも注文してあります。なかなか

反応のいいペンでございまして、ちょっと指がうまく、細かい文字をうまく捉えられない場合があるもんですから、タッチペン、1人1本お持ち帰りいただきたい。基本的にこれは。タッチペンもケースも消耗品というふうに考えておりますので、あと1年半あるんですが、退任の際に、また状況を見て使えるものだったら、また使えばいいし、総合して、かなりちょっと傷みが激しくなっていればまた、それはそれでまた買えばいいかなとは思っていますが、タブレット本体は、ちょっと故障したら委員負担というようなことは申しあげましたけれども、消耗品については、そこまでは申しあげませんので、劣化してしまえば、あるいは自然に破損してしまえば、それはそれでしょうがないかなというふうに考えております。

ですから、お帰りの際に、ちょっとタブレットケースとタッチペンをそれぞれお受け取りいただいて、お帰りいただければなど。

ただ、タブレットを事務局に預けていただく委員は、どうしても今日じゃなきゃいけないということではございせんけど、もし持ち帰っていただけならありがたいなというふうなところでございます。

私のほうから以上でございませう。

久保農業委員

板花さん、余談だけれども、今回問題が起きているのは松本市の農業委員会だけ。

板花局長補佐

県の農業会議、それから全国農業会議にも問い合わせさせていただいたら、至るところでそういう問題が発生しているということで、ただ、グーグルに電話で確認する手段がないんですよ。電話番号も載っていないですし。

議長

いいですかね。

今日、今説明あったとおり、この製造責任なり、配った責任がですね、どこかにはその責任の所在ってはっきりあるわけだが、その辺もまたそれぞれ組織の中でそういう話を続けていって、サポートをしっかりしてもらおうと。どっちにしろ使えない道具はただのごみになるので、そこはしっかりと我々も対応していきたいと思っております。

その他、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ありましたら、お聞きします。

濱委員、じゃお願いします。

濱農業委員

グーグルのアカウントがログインできなくて、もう駄目だということなんですけれども、グーグルの中でログインしたら、もうログアウトしない。電源を落とすときに、ログアウトってやっておいて電源を落とせばまだいいんですけども、ログアウトをやらないで、そのまま電源切っちゃうから、通信状態切れちゃうので、できれば一度グーグルへログインしたら、もう電源切らない。画面の暗転だけにせずといる。暗転だけにしても、1週間ぐらいは操作して使うぐらいはバッテリーもちますので、最初の画面出したときに、バッテリーがなくなっているから充電してく

ださいというのが出るので、20%ぐらいが10何%になったら充電器を差し込めばいいんで、もうあとはグーグル、携帯と一緒に、24時間ログインしっ放しにして、電源を落とさないでおいたほうが無難かと思う。

ログイン入れて、そのたんびログインやって、なぜか間違えて、3回も4回も間違えるのが続いて。そのうちATMと一緒にだね。もう使用停止という状態になっちゃうので、一度ログインしたものは、もうそのまま触らずに、農地ナビだけはそのたんびやらないといけないのでしようがないんですけども、そのほうがいいかなという気はします。

いろいろやっているのと、ますます泥沼になっちゃっていくと思いますので。

議 長

ありがとうございます。

難しいことはちんぷんかんぷんだで、事務局で聞いておいてもらって、皆さんに共有できるものは共有してもらおうということだと思えます。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

ありがとうございました。

協議事項、以上で全て終了しました。

ご協力感謝します。

またよろしくお願いします。

お疲れさまでした。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

田 中 悦 郎

議事録署名人 15番

塩 原 俊 昭

議事録署名人 17番

濱 博